

## 公立大学法人青森公立大学における公的研究費の取扱いに関する規程

平成27年3月26日

規程第19号

改正 令和 4年 3月規程第 5号

改正 令和 5年 2月規程第 1号

(目的)

第1条 この規程は、公立大学法人青森公立大学（以下「本学」という。）における公的研究費の取扱いに関し必要な事項を定めることにより、公的研究費の適正な運営・管理を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 公的研究費の運営及び管理については、他の関係法令又は、これらに基づく特別の定めのある場合を除くほか、この規程によるものとする。

(定義)

第3条 この規程における次の用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 「公的研究費」とは、文部科学省又は文部科学省が所管する独立行政法人から配分される競争的研究費（以下「競争的研究費」という。）のほか、研究費配分機関（以下「配分機関」という。）が広く研究開発課題を募り、提案された課題の中から審査を経て研究者に助成される研究開発資金、運営費交付金、奨学寄付金、受託研究費等を財源として本学で使用される全ての研究費をいう。

(2) 「構成員」とは本学に所属する非常勤を含む、研究者、事務職員及びその他関連する者をいう。

(責任体制)

第4条 公的研究費を適正に運営管理するために、最高管理責任者、統括管理責任者、コンプライアンス推進責任者を置く。

(最高管理責任者)

第5条 本学の公的研究費の運営・管理を行う最高管理責任者は、理事長をもって充てる。

2 最高管理責任者は、公立大学法人青森公立大学における公的研究費の不正防止対策の基本方針（以下「基本方針」という。）を策定・周知するとともに、第6条に定める統括管理責任者及び第7条に定めるコンプライアンス推進責任者をもって公的研究費の運営・管理が行えるよう、適正にリーダーシップを発揮し、公的研究費の不正防止に率先して対応し、公立大学法人青森公立大学における公的研究費の不正防止計画の進捗管理に努めなければならない。

3 最高管理責任者は、公的研究費の運営及び管理について最終責任を負うものとする。

(統括管理責任者)

第6条 最高管理責任者を補佐し、公的研究費の運営・管理について機関全体を統括する実質的な責任と権限を持つ統括管理責任者は、学長をもって充てる。

2 統括管理責任者は、不正防止対策の組織的横断的な体制を統括する責任者であり、基本方針に基づき、機関全体の具体的な対策を策定・実施し、実施状況を最高管理責任者に報告しなければならない。

3 統括管理責任者は、コンプライアンス教育及び啓発活動に関する具体的な計画を策定する。

(コンプライアンス推進責任者)

第7条 公的研究費の運営・管理において実質的な責任と権限を持つコンプライアンス推進責任者は、学部長をもって充てる。

2 コンプライアンス推進責任者は、統括管理責任者の指示に基づき、次の各号に定める事項を行う。

(1) 学内における対策を実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を統括管理責任者に報告する。

(2) 不正防止を図るため、学内の公的研究費の運営・管理に関わる全ての構成員に対し、コンプライアンス教育を実施し、受講状況を管理監督するとともに、学内の公的研究費の運営・管理に関わる全ての構成員に公的研究費の使用に関する誓約書の提出を求める。

(3) 不正防止に関する啓発活動を定期的実施する。

(4) 構成員が、適切に公的研究費の管理、執行を行っているか等をモニタリングし、必要に応じて改善を指導する。

(職名の公開)

第8条 第5条から第7条までの職名はこれを公開する。

(構成員の責務)

第9条 構成員は、公的研究費は本学により管理される公的資金であることを十分に認識するとともに、公立大学法人青森公立大学契約事務規程等関係規程及び行動規範を遵守しなければならない。

2 公的研究費の運営・管理に関わる全ての構成員は、最高管理責任者あてに誓約書を提出しなければならない。

3 前項の誓約書の提出がない場合は、公的研究費の申請並びに運営及び管理に関わることができない。

(不正防止対策室の設置)

第10条 最高管理責任者は、公立大学法人青森公立大学公的研究費不正防止対策室(以下「不正防止対策室」という。)を設置する。

(不正防止対策室の任務)

第11条 不正防止対策室は、公的研究費の不正防止に関し、次の各号に掲げる事項を行う。

- (1) 不正防止計画の策定及び推進に関する事項
- (2) 不正防止、コンプライアンス意識に関する啓発、研修及び調査に関する事項
- (3) その他不正防止のため必要な事項

2 不正防止対策室は、前項の任務遂行に当たっては、公的研究費の不正防止が総合的かつ有機的に実施されるよう、内部監査班及び監事と密接な連携を図り、必要な情報提供等を行うものとする。

(不正防止対策室長)

第12条 不正防止対策室に室長を置き、統括管理責任者をもって充てる。

2 室長は、不正防止対策室の業務を総括する。

(不正防止対策副室長)

第13条 不正防止対策室に副室長を置き、コンプライアンス推進責任者及び事務局長をもって充てる。

2 副室長は、室長を補佐する。

(不正防止対策室員)

第14条 不正防止対策室に室員を置き、別に定める職員をもって充てる。

2 室員は室長及び副室長の命を受け、不正防止対策室の業務を処理する。

(相談窓口の設置)

第15条 本学に、公的研究費の事務手続等に関し、明確かつ統一的な運用を図るため相談窓口を置く。

2 相談窓口に関し責任者及び担当者を置き、責任者は総務企画チームリーダーをもって充て、担当者は総務企画チームの公的研究費の執行を担当する職員をもって充てる。

3 相談窓口は公的研究費に係る事務手続等に関する問い合わせに誠意をもって対応し、効率的な研究遂行のために適切な支援に努めるものとする。

(通報窓口)

第16条 本学に公的研究費の不正使用に関する通報を受け付ける窓口（以下「通報窓口」という。）を置き、総務企画チームをもって充てる。

(通報)

第17条 公的研究費の不正使用の疑いが存在すると思料する者は、前条に定める通報窓口にて、書面、電子メール、FAX、面談等の方法により通報を行うことができる。ただし、虚偽の通報、他人を誹謗中傷する通報、その他の悪意に基づく通報を行ってはならない。

(報告等)

第18条 通報窓口にて不正に関する通報があったときは、窓口責任者は統括管理責任者に、統括管理責任者は最高管理責任者に速やかにその旨を報告しなければならない。

2 最高管理責任者は、前項による公的研究費の不正使用に関する通報又は報道等により公的研究費の不正使用に関する指摘（以下「通報等」という。）があった事項について、通報等があった日から30日以内に、内容の合理性を確認して調査の要否を判断するとともに、当該調査の要否を配分機関に報告する。

3 機関は、調査の実施に際し、調査方針、調査対象及び方法等について配分機関に報告、協議しなければならない。

（調査委員会の設置）

第19条 最高管理責任者は、前条第2項において、調査が必要と判断した場合は、青森公立大学調査委員会（以下「調査委員会」という。）を設置する。

（調査委員会の任務）

第20条 調査委員会は、通報等があった事項について、調査、審査及び認定を行うとともに、認定結果に基づく勧告等の措置を行う。

（調査委員会の組織）

第21条 調査委員会は、次の委員をもって組織する。

- (1) 統括管理責任者
- (2) コンプライアンス推進責任者
- (3) 事務局長
- (4) 最高管理責任者が指名する学外の有識者
- (5) その他最高管理責任者が必要と認める者

2 委員の任期は、調査委員会が組織された日から当該事案に係る任務が終了した日までとする。

3 不正に係る調査体制については、公正かつ透明性の確保の観点から、当該機関に属さない第三者（弁護士、公認会計士等）を含む調査委員会を設置する。

4 調査委員は、通報者、調査対象者と直接の利害関係を有さない者でなければならない。また、第三者の調査委員は、機関とも利害関係を有さない者でなければならない。

（調査委員長）

第22条 調査委員会に委員長を置き、統括管理責任者をもって充てる。

2 委員長は、調査委員会を招集し、その議長となる。

（調査副委員長）

第23条 調査委員会に副委員長を置き、コンプライアンス推進責任者及び事務局長をもって充てる。

2 副委員長は、委員長を補佐する。

（部会）

第24条 調査委員会は、必要に応じて、部会を置くことができる。

2 前項の部会に関し必要な事項は、調査委員会が別に定める。

（成立及び議事）

第25条 調査委員会は、通報等があった事項について速やかに調査を行い、不正の有無及び不正の内容、関与した者及びその関与の程度、不正の相当額等について審査し、調査開始後概ね3カ月以内に事実の認定を行い、最高管理責任者に報告するとともに、当該通報者及び調査対象者に認定結果を通知するものとする。

2 調査委員会は、公的研究費の不正使用に関する通報が悪意に基づく通報である疑いが生じた場合には、当該通報者を調査対象者に含み、前項の調査、審査及び認定を行い、最高管理責任者に認定結果を通知するものとする。

3 調査委員会は前2項の事実の認定を行うに当たっては、調査対象者に書類又は口頭による弁明の機会を与えなければならない。

4 調査委員会は、必要に応じて、最高管理責任者の指示のもと、調査対象者に対し、公的研究費の一時的執行停止を命ずることができる。

(不服申立及び再調査)

第26条 調査委員会の認定に不服のある通報者及び調査対象者は、認定結果通知後10日以内に、調査委員会に不服申立を行うことができる。

2 調査委員会は、認定結果に対する不服申立があった場合には、その趣旨、理由等を勘定の上、当該事案の再調査を行うか否かを速やかに決定し、不服申立の却下を決定したときには、不服申立者に当該決定を通知するものとする。

3 調査委員会は、再調査を行うことを決定したときには、通報者及び調査対象者に通知するものとする。

4 前項の再調査は、概ね50日以内に終了し、最高管理責任者に報告するとともに、当該通報者及び調査対象者に認定結果を通知するものとする。

(調査結果の報告及び公表等)

第27条 最高管理責任者は、不正の存在を認定した結果を受けた場合は、通報等があった日から210日以内に、調査結果、不正発生要因、不正に関与した者が関わる他の公的研究費における管理・監査体制の状況、再発防止計画等を含む最終報告書を作成し、配分機関に提出する。

2 前項の期限までに調査が完了しない場合は、調査の中間報告を作成し、配分機関に提出する。

3 調査の過程であっても、不正の事実が一部でも確認された場合は、速やかに認定し、配分機関に報告する。

4 配分機関の求めに応じ、調査の終了前であっても、調査の進捗状況報告及び調査の中間報告を当該配分機関に提出する。

5 調査に支障がある等、正当な事由がある場合を除き、当該事案に係る資料の提出又は閲覧、現地調査に応じる。

6 最高管理責任者は、個人情報、知的財産の保護等不開示に合理的な理由がある場合を除き、原則として、不正に関与した者の氏名・所属、不正の内容、機関が公表時ま

で行った措置の内容、調査委員の氏名・所属、調査の方法・手順等が含まれている者を公表するものとする。この場合において、公表事項について調査対象者の意見がある場合には、その意見も併せて公表するものとする。

(認定後の措置)

第28条 最高管理責任者は、不正の存在を認定した場合には、当該事案に対し、次の措置をとることができる。

- (1) 公的研究費の不正使用が悪意に基づくものではない場合、調査対象者に対する研究費の返還等の措置に関する統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者への勧告
- (2) 公的研究費の不正使用が悪意に基づく場合、調査対象者に対する教育研究活動の停止、研究費の使用停止、返還等の措置に関する統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者への勧告
- (3) 調査対象者に対する定期的な報告の義務付け等の継続的な指導
- (4) 配分機関、関連教育研究機関等への通知及びこれらの機関等との協議

2 最高管理責任者は、公立大学法人青森公立大学職員懲戒規程（平成21年規程第53号）第3条第3項の規定に基づき、前条第1項の報告により、懲戒事由に該当する非違行為があると思料するときは、当該非違行為に係る懲戒処分の要否及び量定について、人事委員会の審議に付すものとする。

3 調査委員会は、不正が存在しなかったことを確認した場合には、調査対象者の教育研究活動の正常化及び名誉回復のために、十分な措置をとらなければならない。

(調査対象者、通報者及び調査協力者の保護)

第29条 本学は、調査対象者が、第17条に定める通報により調査対象者となったことを理由として不利益な取り扱いを受けないよう、十分に配慮しなければならない。

2 本学は、第17条に定める公的研究費の不正使用に関する通報を行った者（悪意に基づく通報を行った者を除く。）及び調査委員会が行う調査に協力した者が通報又は情報提供を行ったことを理由として解雇、その他不利益な取り扱いを受けないよう、十分に配慮しなければならない。

(守秘義務)

第30条 相談窓口並びに通報窓口の責任者及び担当者、調査委員会の委員、調査委員会の行う調査の関係者、第34条に定める公的研究費の不正防止に関する事務を処理する者、その他相談又は通報に関係する者は、通報を行った者の秘密を守るとともに、この規程に則り、本学における公的研究費の不正防止に誠実に対応するよう努めなければならない。

(協力義務)

第31条 構成員は、正当な理由がある場合を除き、不正防止対策室及び調査委員会の行う調査等に誠実に協力しなければならない。

(内部監査の実施)

第32条 公的研究費の適正な管理のため、公正かつ的確な内部監査を実施するものとする。

2 公的研究費の内部監査を実施するに当たっては、以下の方法により行うものとする。

(1) 内部監査は、研究課題数の10パーセント以上を対象とし、少なくとも1件を対象に実施する。

(2) 前項の内部監査を実施し、必要に応じて、その実施状況及び結果を文部科学省に報告する。

(監事との連携)

第33条 内部監査の実施に際し、監事が行う監査との調整を行い緊密な連携を図るものとする。

2 監事は、不正防止に関する内部統制の整備・運用状況について機関全体の観点から確認し、理事会等において定期的に報告し、意見を述べるものとする。

3 統括管理責任者又はコンプライアンス推進責任者が実施するモニタリングや内部監査により不正が明らかとなった場合、監事は、不正発生要因が不正防止計画に反映されているか、また、不正防止計画が適切に実施されているかを確認し、意見を述べるものとする。

(事務)

第34条 本学における公的研究費の不正防止に関する事務は、総務企画グループにおいて処理する。

(雑則)

第35条 この規程に定めるもののほか、本学における公的研究費の不正防止に関し必要な事項は、最高管理責任者が別に定める。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年規程第5号)

(施行期日)

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年規程第1号)

(施行期日)

この規程は、令和5年4月1日から施行する。